

国民健康保険からのお知らせ

交通事故にあった時は 届け出をしてください

交通事故や傷害事件など、第三者の行為により治療を受ける場合、市へ「第三者の行為による傷病届」等の届出が必要です。

治療費は本来、加害者が負担すべきものですが、一時的に国民健康保険が立て替え、後日、栃木県国民健康保険団体連合会を介して加害者に請求することになります。

第三者の行為により国民健康保険で治療を受けた場合は、速やかに届出をお願いします。すぐに届出ができない場合でも、取り急ぎご連絡ください。

注意事項

- ・相手がいない事故(自損事故)でも、届出は必要です。
- ・レセプト点検の際、交通事故などによるケガの原因をお伺いすることがあります。
- ・法令違反による事故(飲酒、無免許、スピード違反)など、犯罪行為によるケガや病気の場合は、いかなる理由があっても保険診療を受けることができません。

学生用の被保険者証(マル学保険証)をご存じですか？

国民健康保険に加入中の市内在住の方が、進学のために市外へ転出する場合、学生用の被保険者証(マル学保険証)を交付します。

加入者の方の住所が市外に登録されても、国民健康保険の資格は転出前に所属していた世帯の加入者として取り扱い、国民健康保険税も転出前の世帯での課税となります。転出先の市区町村で新たに国民健康保険に加入する必要はありません。

マル学保険証の交付を受けるためには、申請が必要です。

■交付に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・進学のために転出することが確認できる書類(在学証明書、合格通知、入学許可証など)
- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ・委任状(別世帯の方が手続きするとき)

■問い合わせ先

市民課
☎(32)8895

軽自動車の廃車の手続きは 3月31日までに！

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点の所有者に課税され、月割課税ではありません。

軽自動車(原動機付自転車、農耕車を含む)を所有しなくなったときは、速やかに廃車の手続きをしてください。

■手続き窓口

原動機付自転車(125cc以下のバイク)、小型特殊自動車(農耕車など)

税務課(市役所)

二輪(側車付のものを含む)、二輪の小型自動車

関東運輸局 栃木運輸支局
(宇都宮市八千代1-14-8)

☎050(5540)2019

三輪、四輪(乗用・貨物、自家用・営業用)、ボートトレーラー
軽自動車検査協会栃木事務所
(宇都宮市西川田本町1-2-37)

☎050(3816)3107

■問い合わせ先

税務課 ☎(32)8892



市税等の納め忘れはありませんか？

今年度の市税等について、すべての納期限が過ぎました。納め忘れはありませんか？

納期限を過ぎて一定期間が経過した場合、督促状や催告書で通知しますので、お手元に届いた場合は必ずご確認ください。

納付が遅れると、督促手数料や延滞金が加算されたり、最終的には預金などの財産について差押を執行する(滞納処分)対象になります。

期限内の納付が困難な場合は、まずご相談ください。

次年度からは便利な納付方法をご利用ください

■口座振替

「つい、うっかり」の納付忘れを防止できるだけでなく、一度申し込みをすれば納付に行く手間が省けて便利です。

市内の取扱金融機関各支店にて口座振替依頼書をご用意しておりますので、ご活用ください。

■キャッシュレス決済

PayPay、LINE Payまたはクレジットカード決済

納期限内であれば、各種スマートフォンアプリを使った決済が可能です。

クレジットカードによる納付も、納期限内であれば「下野市クレジットカード納付サイト」を経由して決済が可能です。

※詳細は、納付書裏面に記載しています。

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8893